

小諸市小中一貫教育推進基本方針（案）

令和6年9月

小諸市教育委員会

目次

1	小諸市小中一貫教育ビジョンの策定	1
2	小諸市小中一貫教育ビジョン・小諸市小中一貫教育推進基本方針の策定の経緯	3
3	小諸市校長会における「小諸市小中一貫教育ビジョン」の検討内容	3
	（1）現状把握①「子どもたちのよいところ」	3
	（2）現状把握②「子どもたちの課題」	4
	（3）ビジョンにおいて重視すべき事項の考察	4
4	小諸市小中一貫教育ビジョンの内容	5
	（1）小諸市学校教育目標について	5
	（2）「自立・共生・自律」～目指す姿のキーワード～	5
	（3）小中一貫教育推進のための視点	5
	①「対話と協働」の学びの推進	5
	②子どもを主人公にした自治的・創造的な学校風土の醸成	6
	③すべての子どもを包み込む居心地のよい学校づくり	6
5	ビジョンの具現に迫るために	6
	（1）一つの学校 一人の校長	6
	（2）考慮すべき義務教育学校のデメリットとその対応	7
	（3）小諸市全体の小中一貫教育推進の方向性と中学校区間の段階的な対応	7
	①芦原中学校区	8
	②小諸東中学校区	8

資料

1	「小諸市学校再編計画」（令和5年7月25日策定（※抜粋））	1
2	小中一貫教育の制度化と類型	2
3	教育課程の特例	3
4	教育課程編成にかかわる法的根拠（参考：平成29年小・中学校学習指導要領）	3
5	本基本方針中に引用または参考とした文献参考資料	4

1 小諸市小中一貫教育ビジョンの策定

令和5年7月に策定した「小諸市学校再編計画」で決定したとおり、小諸市では小中一貫教育を全校で推進していきます。小中一貫教育の推進にあたり「拠り所」となる理念である「小諸市小中一貫教育ビジョン」を次のとおり策定しました。

小諸市小中一貫教育ビジョン

小諸市学校教育目標

心豊かで、自立(律)する子どもの育成

目指す姿 目指す子ども像・目指す学校像・目指す教師像

子ども

- 自ら願いや課題をもち、その実現や解決に向けて主体的に動き出せる子ども(自立)
- 自分や仲間の「よさ」や「持ち味」を発見し、互いに認め合える子ども(共生)
- 様々な他者との出会いとかかわりの中で、「私」を発見していく子ども(自律)

学校

- 共通の理念や目標のもと「チーム学校」として、個々の教職員が協働的に力を発揮する学校
- 子どもと教職員とで共に創り上げていく学校
- 保護者・地域から信頼される学校

教師

- 子どもを主体とし、常に一人一人の子どもに寄り添い、向き合い、共に歩める教師
- 互いに磨き合い、高め合い、学び続ける教師
- 多様性を包み込み、その子の「よさ」に目を向け、生かす教師

小中一貫教育推進の視点 <9年間を貫く小諸市の小中一貫教育>

1

対話と協働による学びの充実 ～一人も独りにしない学びの実現～

- 子ども同士が小グループ等で学び合う授業への転換(一斉授業からの転換)
- わからないことはグループの中で気軽に聞けるという安心感をベースにした学び
- 聞き合う必要がある課題の設定(素朴な問いが徐々に課題化してくる道程を踏まえて)

2

自治的・創造的な活動の充実 ～子どもを主体にしながら子どもと教職員が共に創り続ける学校～

- 全教育活動における自治的・創造的な場の発見・発掘・導入
- 上級生の姿から下級生に伝承されていく自治的・創造的な風土の醸成

3

すべての子どもを包み込む居心地のよい学校づくり ～明日も学校に来たいと思える学校～

- 校内支援チームを核に、外部機関と連携して初期対応と継続的支援に当たる体制づくり
- 異学年交流の充実等による、学年や学校の垣根を超えた子ども同士のかかわりの充実
- 発達段階に応じた柔軟な体制や指導の工夫(学級編制基準や教職員配置の弾力的運用)

2 小諸市小中一貫教育ビジョン・小諸市小中一貫教育推進基本方針の策定の経緯

急速に変化する社会情勢にあって、子どもたちに育成することが期待される資質・能力は、平成29年告示の学習指導要領に次のように示されています。

「生きて働く「知識・技能」の習得」

「未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成」

「学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養」

また、小諸市の教育は「真剣に勉強に向き合う児童・生徒の育成、切磋琢磨する教職員、献身的に学校を支える地域」を大事にした、いわゆる「梅花教育」の精神を明治時代より伝統的に大切にしてきました。

このような中、小諸市では平成28年度頃より学校再編に関わる取り組みを進めてまいりました。契機としては、市内小中学校施設の老朽化や少子化といった状況を受けて、学校施設の長期的な改築方法の検討に着手したのですが、単なる統廃合や改修計画の議論ではなく、当初より一貫して、学校改築・学校再編の前提ともいえるべき「小諸市で育つ子どもたちにとってより望ましい学校の姿はどうあるべきか」という視点での議論が進められました。その結果、令和5年7月には小諸市学校再編計画を策定し、「小中一貫教育」を全市的に推進していくことを決定しました。

小諸市学校再編計画の策定以降は、この計画で示したプロセスに基づき、小諸市の小中一貫教育をどのように進めていくかについて、小諸市教育委員会と小諸市校長会が連携して検討を進めてきました。そして、令和6年3月に小諸市校長会が中心となり、「小諸市小中一貫教育ビジョン」（小諸市校長会案）が作成され、小諸市教育委員会へ提出されました。

小諸市教育委員会では、提出された「小諸市小中一貫教育ビジョン」（小諸市校長会案）についてさらに検討を重ねるとともに、ビジョンの具現に向けた取り組み内容についても検討を行い、最終的に「小諸市小中一貫教育推進基本方針」として取りまとめました。

今後は、小諸市内全校で「小中一貫教育」が根づいていくよう、本基本方針を踏まえて各校で「ブランドデザイン」を作成し、学校運営を進めていくこととなります。

3 小諸市校長会における「小諸市小中一貫教育ビジョン」の検討内容

小諸市校長会では、本市の小中一貫教育ビジョンの検討に当たり、どこの地域にも当てはまるものではなく、小諸の子どもに根ざしたものにしていく必要があると考えました。このため、検討においては、まず、市内8小中学校の子どもたちの現状を「学習面」「生活面」など多面的に洗い出し、その状況を把握するところから始め、この現状把握を受けて、ビジョンの策定において重視すべき事項の考察を行いました。そして、これらに基づいて、最終的なビジョン案の策定が進められました。

（1）現状把握①「子どもたちのよいところ」

- ・あいさつがよい。小学校では高学年が低学年のお手本になっている。また小学生よりも中学生のあいさつがよい。当然個人差はあるが、学年が上がるほどあいさつがよくなる傾向がある。
- ・ルールやマナーを守れる。
- ・他者に対して優しく困っている仲間には手を貸してあげるような、思いやりがある姿が見られる。
- ・必要なこと、やると決まっていることには、前向きに取り組むことができる。
- ・言われたことについて素直に、真面目に取り組もうとする子が多い。
- ・「わかりたい」という意欲がある。
- ・その他も含め全体的に「人柄のよい様子」が伺える。

(2) 現状把握②「子どもたちの課題」

①他者とのかかわり

- ・「注意」といったマイナス面を伝えるコミュニケーションが苦手である。
- ・他者への関心が弱く、自分のことで精一杯となっている。
- ・自分に自信がなく、他者との関係に必要以上に気を遣っている。

②言語活動（読解力、言葉での表現力）

- ・読解力、言葉での表現力が乏しいと感じられる場面がある。
- ・「問題文を読み上げればできるのに、自分で問題文を読んで考えるとできない」等、子どもたちの言語能力にかかわる課題が感じられる。
- ・言葉でうまく伝えることができず、手や足が出る子が一定数いる。

③主体性

- ・やることが決まっていたり、流れができているものについては、取り組みが積極的である様子が見られる一方、自ら求めたり、課題を探しその解決に向けて取り組むといったことに対しては受け身の姿勢であることが伺える。

(3) ビジョンにおいて重視すべき事項の考察

①学びのシャッターが下りる

学校での子どもたちの様子を見てみると、日々の授業の中で教員の指導、指示の意味を理解できなかったり、今やるべきことが分からなかったりする状況が続く中で、学習についての意欲を失い、「学びのシャッターが下りる」という状態に陥る子どもの姿が見えてきました。この原因の一つとして、言語能力の育ちが不十分なことが考えられます。

児童生徒にとって、やることがわからないときは誰かに聞く必要がありますが、一斉授業の中では、聞きたいときに聞けない場面もあります。また、以前から学習は「一人でできるようになることがよい」とされてきており、そのような考え方ではこの問題は解決しません。

②当事者意識を高める

言われたことに対して素直に取り組めるよさがある一方、受け身となり主体的に行動することは苦手である姿が見えました。学校の主役は子どもです。主役である子どもたちが、自分たちのことを自分たちで考え、決め、行動していくという「自治的・創造的」な活動場面を増やし、様々な事柄に対して「当事者意識」を持って臨んでいけるようにすることが必要だと考えます。

③小学校学級担任制の困難さ

小学校学級担任制の「一人の教員が30人の子ども（その倍いる保護者）のすべてを引き受ける」というシステムでは、子どもも保護者も多様化が進む中で、そのすべてを受け止めきれなくなっている場面が見受けられます。

発達段階を考慮しながらも、例えば「小学校教科担任制」を導入するなど、複数の教員によるチーム体制で対応する組織体制への転換を図っていく必要があります。

4 小諸市小中一貫教育ビジョンの内容

(1) 小諸市学校教育目標について

現状の洗い出し及び考察を受けて、小諸市としてどのような子どもたちを育てたいのかを「小諸市教育大綱」の基本理念に基づき、「小諸市学校教育目標」として次のように定めました。

心豊かで、自立（律）する子どもの育成

(2) 「自立・共生・自律」～目指す姿のキーワード～

教育が「自立した人間の育成を目指して行われる」ことはよく言われることですが、この「自立」は、「早く自立しろ」と追い立てられるものではなく、仲間の中で自分らしさを発揮しながら、自分に合ったペースで歩いていくといった「共生的」な関係性の中で進められていくことがとても重要です。そこには他者との出会いが不可欠であり、出会った人たちの中で、お互いを認め合っていくことにより成し得ることです。それは、仲間の中で自分らしさを、つまり「私」を発見することに他なりません。こういった「自立」に向けた「共生的」な歩みを「自律」とし、そのプロセスを大切にしていきます。このように、「みんなの中で、『私になる』『私を発見する』」子どもの姿を追い求めていきます。

(3) 小中一貫教育推進のための視点

① 「対話と協働」の学びの推進

教員の話聞くことを中心とした、これまでの「一斉授業」という形態では、今求められる資質能力の育成や子どもの多様化に応えられなくなってきました。そのような一斉授業から小グループ等で対話的・協働的に子ども同士で学び合う授業（「対話と協働の学び」）へ転換していきます。この転換により変わるのは、学習内容ではなく「学び方」ということになり、次のようなよさがあると考えられます。

- ・小グループ等で学ぶことで、わからなくなったらすぐにグループの仲間に聞くことができるので、「一人も独りにしない学び」を実現し、子どもたちが「学びのシャッター」を下ろしづらくなることが期待されます。
- ・子どもたちのグループに学びが委ねられる場面が多く、これまでの受け身の構えから、自分たちで考え、主体的に学びに取り組む態度の育成が期待でき、学習効果も高まります。
- ・グループ内で子ども同士の対話が頻繁に行われ、一斉授業より言語によるアウトプットの場面が多くなることで言語能力の伸長が期待できます。
- ・9年間通して「対話と協働」による学びを積み重ねていくこと（9年間を貫く「縦軸」の学び）で、「学び手」である子どもたちがこの学び方にこなれていき、学年を追うごとに学習効果が高まっていくことが期待されます。
- ・すべての教科領域にわたって、対話と協働の学びを進めること（教科横断的な「横軸」の学び）で、子どもたちがこの学び方を自分自身のものとしていくことが期待できるとともに、学校全体に学びにおける「共通の土俵」を設けることができます。

②子どもを主人公にした自治的・創造的な学校風土の醸成

子どもが学校の主人公であるために、児童会・生徒会を中心に、様々な場面において子どもたちの「声」が生かされ、子どもの思いや願いが学校運営に反映される学校づくりが必要だと考えています。子どもによる発案を、教職員と子どもで協働的に具現していくという積み重ねの中で、「子ども主体」という学校風土が醸成されていきます。

教職員が直接指導するのではなく、子ども同士で必要なことを伝え合い、あるべき姿を求め合っていく「自治的な学校」において、一人一人の子どもが「自治的・創造的な能力」を身につけ、自らの生き方として様々な事柄に対して「当事者意識」をもって臨んでいくような構えを身につけていくことを目指していきます。それは、この姿が繰り返され、積み重ねられる中で、学校文化として「自治」が風土化される中で初めて可能になります。

例えば、あいさつや歌声、掃除等の普段の取り組みを上級生が下級生に自らの後ろ姿で示すことで、下級生は理屈ではなく肌感覚でその意味を学び取ります。そして、上級生の「あるべき姿」に憧れ、自らのものにすることで、自分が上級生になったときに下級生に自分の姿で伝えていくことができます。この姿が継続することで伝統となり、学校の風土となります。

上級生と下級生の交流は、「居ながらにして起こる心の交流」であり、双方の成長にとってメリットがあると考えられます。

これは、市内小中学校の実態を把握する中で、小諸の子どものよさとして強調された「人柄のよさ」を生かすことでもあります。

③すべての子どもを包み込む居心地のよい学校づくり

子どもたちの中には、様々な理由で、学校という場に馴染みにくくなる子どもがいます。そのため、多様性を認め合うことを基盤にしながらも、不適応状況の早期発見・対応に努める必要があります。

そこで、校内支援チームを中心とした校内の情報共有と連携による継続的な支援を進めます。さらに、学級編成や教職員配置等、発達段階に応じた柔軟な指導体制の工夫を行います。

また、子どもが学校に馴染みにくくなる理由の一つに困難さを抱える家庭の状況があります。現状、家庭に学校が立ち入ることは難しいです。しかし、学校も含めた第三者が介在することで懸案が解決した事例も多く存在します。そこで、福祉的支援等も見据え、家庭や関係機関の連携により、子どもに資する支援を進めます。

5 ビジョンの具現に迫るために

(1) 一つの学校 一人の校長

- ・小諸市全校で対話と協働の学びを推進するためには、9年間この学び方で貫くと同時に、全教科領域でこの学び方を取り入れていく必要があります。しかし、小中別々の学校では、校種の違いによる優先事項の不一致や置かれている立場の違いにより、この推進がスムーズにいかない可能性があります。そこで、一人の校長の学校運営方針とリーダーシップにより、学校が丸となって進めることで、小中の垣根を超え、ビジョンのスムーズな具現が期待されます。
- ・前述した「小学校教科担任制」のような、複数、チーム体制で対応していく組織体制への転換についても、小中が別々の学校だと、それぞれの事情が優先され「授業の相互乗り入れ」といった教科担任制に必要な人員の配置が進まないことが危惧されます。そのため、小中の垣根を超えた弾力的な教職員配置、活用が必須であり、一人の校長の小中全体を見据えた組織マネジメントにより、教科担任制に必要な校内人事を行う必要があります。

- ・学校をチーム体制で対応していく組織へ変換するためには、多くの教職員の柔軟な配置が必要となります。そのためには、小規模の学校に散らばっていた人材を一つの学校に集め、その中で適材適所に人員を配置していく組織マネジメントが必要となります。教職員の配置には児童生徒数が基準となるため、教職員を集中配置するためには、児童生徒数が一定以上の小中一つの学校である必要があります。
- ・児童生徒に課題等が発生した場合に、小学校の様子を知る担任が関係者会議に加われたり、経験豊富な中学の教職員がアドバイスできたりするなど、小中の垣根無く継続的に複数の眼で対応に取り組むことができるのは、施設一体型の大きなメリットとなります。
- ・小中が一つの学校になることで、最大9年の年齢差がある子どもたちが、同じ時と場所を共有し生活するからこそ起こる、日常的で自然な「居ながらの交流」が期待されます。学校行事等による「設えた交流」とも合わせ、上級生と下級生の関係性を活かした交流の中で、自治的・創造的な学校文化が醸成され、それが学校の風土として根づいていくと思われます。

小諸市小中一貫教育ビジョンに示した視点の具現を推進していくためには、施設一体型の義務教育学校を市内全校で目指すことが必要である。

という結論に達しました。

（２）考慮すべき義務教育学校のデメリットとその対応

施設一体型の義務教育学校には、メリットだけではなくデメリットになり得る事柄も存在します。ただし、これまでの先進地視察等により、学校運営の中で工夫することでデメリットを軽減できることが見えてきました。

- ・9年間同じ仲間と生活するため、人間関係が固定化しやすい。
 - 統合等により母集団が大きくなるので、小規模校のような人間関係の固定化は起こりにくいと考えます。
 - 2年ごとのクラス替え等により、人間関係の固定化を軽減する配慮をします。
- ・小学校卒業といった「節」の喪失
 - 儀式の実施や制服の工夫により、節目を作る配慮を行うことができます。
- ・小学校高学年児童にリーダーシップや自主性を養う機会が奪われてしまう。
 - 小中合同の「児童生徒会」活動をベースとしながらも、小学校単位の活動である「児童会活動」も実施することで、小学校段階でのリーダー性や自主性を育みます。
- ・学級数の増加により、特別教室や体育館などの利用頻度が減少する可能性がある。
 - 小中それぞれの授業や活動に対応できる施設整備を検討します。

（３）小諸市全体の小中一貫教育推進の方向性と中学校区間の段階的な対応

令和5年7月25日に策定された「小諸市学校再編計画」に基づき、小諸市全体で小中一貫教育を推進します。そのためには、ここまで述べてきたように、小中別々の学校ではなく、一つの学校として、教育理念及び進めていく方策を同じにし、一人の校長のマネジメントにより学校運営を行っていく「施設一体型の義務教育学校」によりその推進を図っていきます。

しかし、二つの中学校区で状況がことなりますので、それぞれ次のように進めていきます。

①芦原中学校区

- ・芦原新校については、令和 10 年度の開校時に「義務教育学校」とします。
- ・今後、芦原新校の開校に向け「組織づくり」「教育課程」「学校行事」等を決定するための「ワーキンググループ」を立ち上げ、具体的な学校づくりに取りかかっています。

②小諸東中学校区

- ・財政面や労力面等で、芦原中学校区と同時進行は困難なため、芦原新校の進捗状況を見据えながらしかるべき準備の後に義務教育学校を目指します。
「小諸の子どもはすべて義務教育学校において育んでいく」ことを目指します。
- ・小諸東中学校区がそのまま一つの義務教育学校となる「芦原方式」で進めた場合、1 校の児童生徒数が 1,600 人前後となり、運営を考えると難しい面があります。そのような状況を踏まえ、どのように義務教育学校にしていくかについて、今後検討を深めています。
- ・方向性を示すまでの間は、「小諸市小中一貫教育ビジョン」に沿い、小中学校が学校組織やカリキュラム、行事を可能な範囲で揃える方向で進め、義務教育学校としていく準備を進めています。
- ・「小中」「小小」共通の行事や交流の機会を設けていき、多様な他者とのかかわりによる教育効果を享受できる機会としていきます。
- ・人的な配置や施設設備等、義務教育学校に向けていく中で、分離の状況であっても有効だと思われる方策については取り入れていきます。

資 料

1 「小諸市学校再編計画」(令和5年7月25日策定(※抜粋))

第4章抜粋

1. 学校再編計画

平成28年からの議論を踏まえ、小諸市の学校再編は次のとおり進めていく。

1 教育について

- 令和10年度の開校を待つことなく、子どもたちの資質・能力を育てるために小諸市全体で小中一貫教育を推進し取り組む。その中で教育課題となっている「不登校の増加」「学力のばらつき」の改善に向けても対応していく。
- 学園制、義務教育学校の導入に向け検討を進める。
- 子どもの育ちを考慮し、6-3制だけではなく4-3-2制、5-4制の導入等についても検討する。
- 学校の地域拠点機能について検討する。

※学園制：既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、9年間の教育目標を設定し9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。関係校を一体的にマネジメントする組織や学校間の総合調整を担う校長を定める。

※義務教育学校：一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態。

2 芦原中学校区の再編について

- 芦原中学校区の統合小学校は、令和10年度の開校を目指し芦原中学校敷地に併設する。
- 検討事項については開校までに解決に向けて段階的に取り組んでいく。

なお、この間、特に多かった意見、検討事項については以下に記載する。

● 通学区、通学距離	● プール、駐車場など施設	● 既存小学校の文化の融合
● 通学方法、スクールバスの運営	● 交通渋滞の緩和	● PTA活動
● 見守り隊活動	● 給食の運営	● 地域活動
● 放課後の居場所づくり	● 防犯・セキュリティ	● 再編に関わる情報の発信

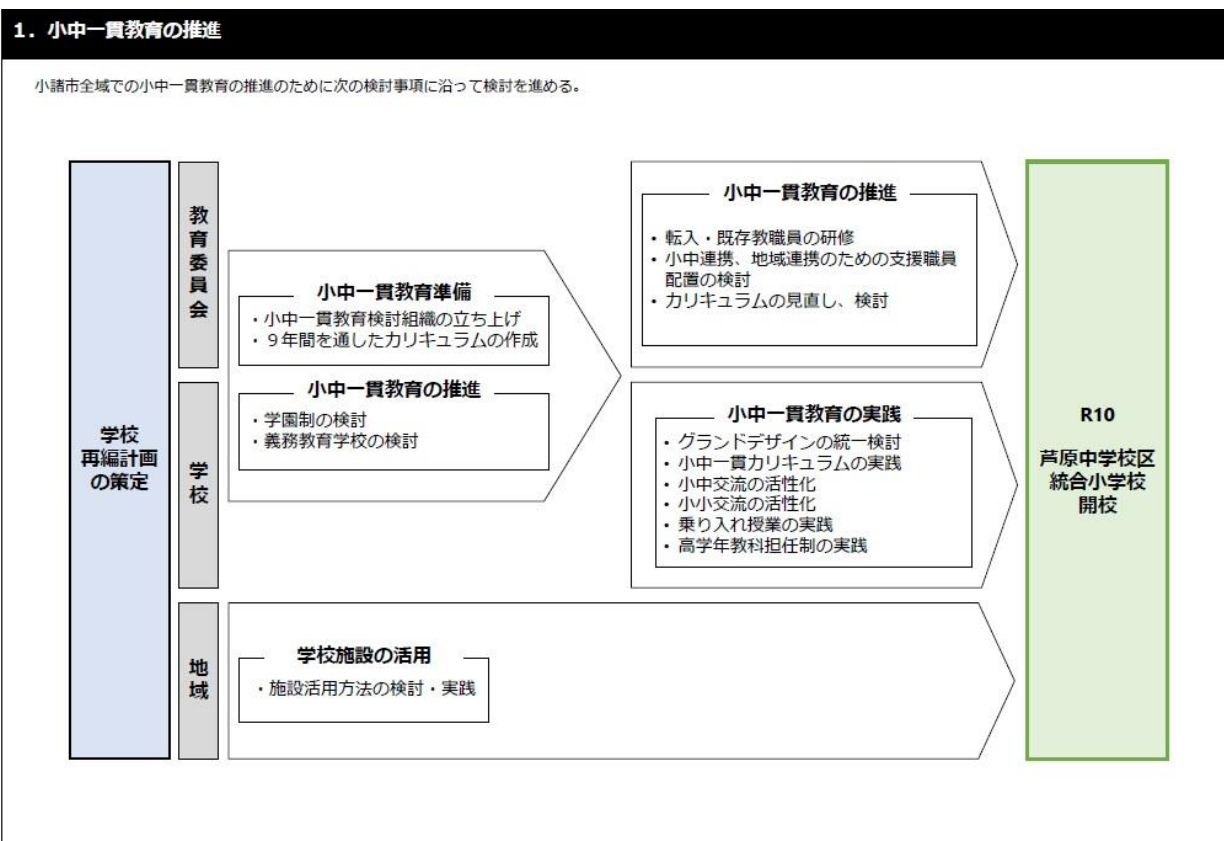
3 小諸東中学校区の再編について

- 小諸東中学校区の再編については、芦原中学校区の再編後に実施する。

ただし、その間は児童生徒数の推移等については継続的な把握に努め、再編のための準備を進める。

- 児童生徒の学校生活に支障が出ないよう、大規模改修、必要な維持補修工事の継続実施をする。

第7章抜粋



2 小中一貫教育の制度化と類型

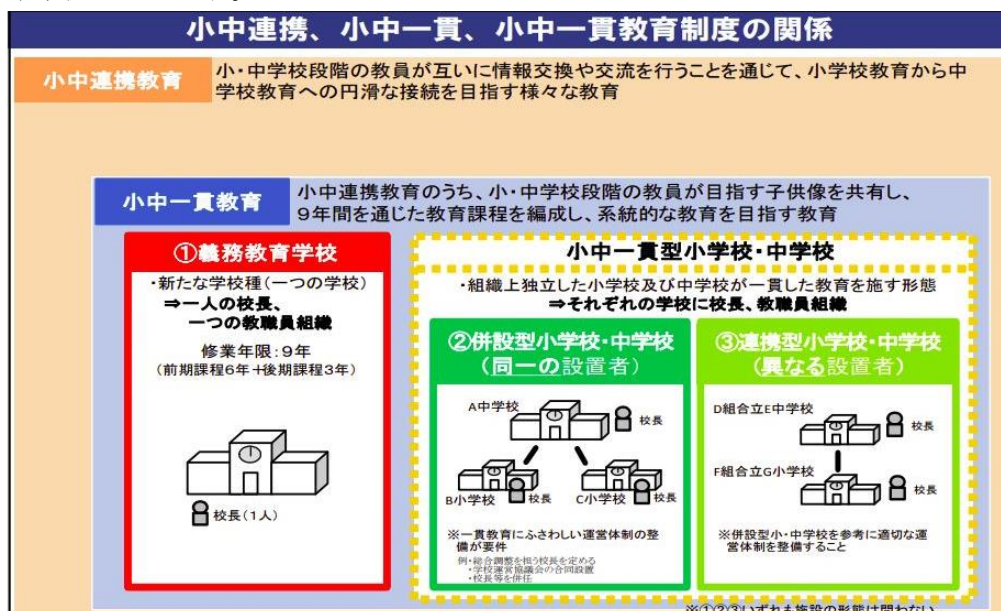
(1) 小中一貫教育の制度化

これまで進められてきた小学校と中学校との連携「小中連携教育」を発展させて、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な課題の解消を目的に、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組を容易にし、すべての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う「小中一貫教育」が求められてきました。

継続的・安定的に実施する制度的基盤を整備するに当たり、平成27年6月には学校教育法等関係する法律が改正され、平成28年度から小中一貫教育が制度化されました。

(2) 小中一貫教育の位置付け

制度化によって、小中一貫教育は改めて学校制度として位置付けられました。まずは制度の類型についてです。小中連携教育を発展させた小中一貫教育には、義務教育学校と小中一貫型の小・中学校の二つの種類があり、小中一貫型の小中学校には、さらに併設型の小・中学校と連携型の小・中学校があります。



(参考：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」文部科学省,2016)

義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置は可能です。この3つの類型についての相違点は以下の通りです。

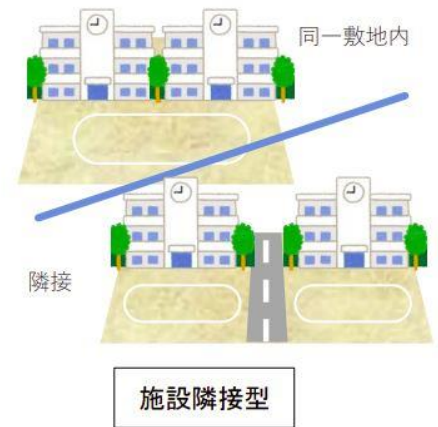
(3) 制度化における3類型

①「義務教育学校」

- ・一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定。
- ・9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施。
- ・修業年限は9年。
- ・9年間の教育課程において、「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能。
- ・教員免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することが原則。
- ・教育課程の特例が、設置者の判断によって可能。(新教科創設、指導内容の入替え等)

②「併設型小・中学校」※隣接型

- ・校長は各学校に1名。
- ・既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定。
- ・9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施。
- ・小学校と中学校は、同じ設置者。
- ・修業年限は、小中学校と同じ。
- ・教員は、所属する学校に対応した免許状を保有。
- ・教育課程の特例が、設置者の判断によって可能。



③「連携型小・中学校」

- ・校長は各学校に1名。
- ・小学校と中学校は、異なる設置者。(市町村の境界をまたぐ、組合立と町立など、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合)
- ・修業年限は、小中学校と同じ。
- ・教員は、所属する学校に対応した免許状を保有。
- ・教育課程の特例が、設置者の判断によって可能。

(4) 施設形態の分類

①「施設一体型」

- ・小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置。
- ・小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっている。



②「施設隣接型」

- ・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置。

③「施設分離型」

- ・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置。



施設分離型

3 教育課程の特例

校種を義務教育学校とすることで、教育課程の特例を創設することが可能です。

- ① 学校としての教育ビジョンの下、義務教育9年間でつけたい力を踏まえた小中一貫教育の核となる学習活動(教科)を創ることができる。
- ② 地域を教材とした地域学習の特色化により、地域の活性化を担う人材を育成したり、当該地域自体の魅力化を図ったりすることができる。
- ③ 当該地域学の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源についての、小中連携した学習活動(教科)が期待できる。

4 教育課程編成にかかわる法的根拠(参考:平成29年小・中学校学習指導要領)

- ① 小学校学習指導要領総則において、「中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。」とされています。
- ② 中学校学習指導要領総則において、「小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校

連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。」とされています。

5 本基本方針中に引用または参考とした文献参考資料

- 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」文部科学省（平成 28 年 12 月）
- 「【総則編】小学校学習指導要領 解説」文部科学省（平成 29 年 7 月）
- 「【総則編】中学校学習指導要領 解説」文部科学省（平成 29 年 7 月）
- 「小中一貫教育に関する資料」岡山県教育庁義務教育課（令和 2 年 3 月）
- 「義務教育学校に関する資料」岡山県教育庁義務教育課（令和 2 年 3 月）
- 「小中一貫教育に関する制度の類型について」茨城県龍ケ崎市（令和 4 年 3 月）
- 「池田町小中一貫教育の導入・推進及び義務教育学校設置に関する基本方針（素案）」
北海道中川郡池田町教育委員会（令和 4 年 11 月）
- 「小諸市学校再編計画」小諸市教育委員会（令和 5 年 7 月）